

事務連絡  
令和4年11月2日

介護サービス事業所 管理者 様

金沢市福祉健康局 介護保険課長

本市における新型コロナウイルス感染症に係る  
要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険制度の実施にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記のことについて、下記のとおりお知らせいたします。各位におかれましては、  
何卒、適切な対応にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 臨時的な取扱いについて

令和4年10月14日付厚生労働省老健局老人保健課からの事務連絡（別添）に基づき、「令和2年4月20日付け事務連絡」の取扱いにつきましては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用します。

2 今後について

令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者の取扱いについては、令和5年2月頃に改めてお知らせします。

3 その他

認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であるため、可能な限り通常の見直しに基づき更新申請を行ってください。

〒920-8577  
金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市福祉健康局 介護保険課  
担当：認定係  
(電話) 076-220-2264